

有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L ※1	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
		ベンゼン	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと ※2	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外) 230 mg/L (海域)
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外) 15 mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L ※3
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		

備考

1 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法に基づき排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、「六価クロム化合物」については、業種により暫定排水基準が適用される。